

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条 省略 <u>（出席の特例）</u></p> <p>第12条 委員長は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のまん延防止の観点から委員会を開催する場所へ参集しないことが適当な委員があると認める場合又は大規模災害の発生その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ参集することが困難な委員があると認める場合は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインの方法」という。）によつて、当該委員を委員会を開催する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>2 委員がオンラインの方法によつて委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の許可を得て委員会に参加した委員は、当該委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 オンラインの方法によつて参加する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略 第16条 省略</p>	<p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略 第13条 省略 第14条 省略 第15条 省略</p>

第17条 省略
第18条 省略
第19条 省略
第20条 省略
第21条 省略
第22条 省略
第23条 省略
第24条 省略
第25条 省略
第26条 省略
第27条 省略
第28条 省略
第29条 省略
第30条 省略
第31条 省略
第32条 省略
第33条 省略
第34条 省略
第35条 省略
第36条 省略
第37条 省略
第38条 省略
第39条 省略
第40条 省略
第41条 省略

(参考人)

第16条 省略
第17条 省略
第18条 省略
第19条 省略
第20条 省略
第21条 省略
第22条 省略
第23条 省略
第24条 省略
第25条 省略
第26条 省略
第27条 省略
第28条 省略
第29条 省略
第30条 省略
第31条 省略
第32条 省略
第33条 省略
第34条 省略
第35条 省略
第36条 省略
第37条 省略
第38条 省略
第39条 省略
第40条 省略

(参考人)

第42条 省略

2～4 省略

5 第39条第4項及び前条の規定は、参考人について準用する。

第43条 省略

第41条 省略

2～4 省略

5 第38条第4項及び前条の規定は、参考人について準用する。

第42条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症のまん延防止の観点から委員会を開催する場所へ参集しないことが適当な場合又は大規模災害の発生その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ参集することが困難な場合に、オンラインの方法によって委員を委員会に参加させることができるようにするため、この条例の一部を改正しようとするものである。